

米原駅東口周辺立地促進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、米原駅東口周辺まちづくり事業区域に新たに進出する事業者に対して、良好な都市拠点の形成に必要な奨励措置を講じることにより、民間事業者の立地を促進し、まちの核となるべき米原駅周辺の都市機能強化を図り、新たな価値を創造することで、ひとが集うまちを創ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）米原駅東口周辺まちづくり事業 米原駅東口周辺において、公民連携による魅力ある都市空間の形成や都市機能を集積し、米原駅を核としたまちづくりを推進する事業をいう。
- （2）施設等 事業者が自己の事業の用に供するために設置する建物および設備をいう。
- （3）常用雇用者 雇用期間の定めがない者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。
- （4）診療所等 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）および診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）をいう。

（奨励措置等）

第3条 米原駅東口周辺まちづくり事業に係る奨励措置は、予算の範囲内において、米原駅東口周辺の市長が告示する区域（以下「事業区域」という。）において実施する当該事業に関する次の各号に掲げる奨励金等を交付するものとする。ただし、奨励金等は、診療所等開業補助金を除き、市の他の補助金等の交付対象となるものは交付しない。

- （1）立地促進奨励金
- （2）新幹線等通勤費奨励金
- （3）雇用転入促進奨励金
- （4）若者加算金
- （5）転入児童生徒加算金
- （6）造成工事費助成金
- （7）公共施設整備費助成金
- （8）診療所等開業補助金

- 2 前項の奨励金等の内容、奨励金等の額、交付対象期間等は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 奨励金等の額の算出において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付対象者)

第4条 奨励金等の交付対象者は、事業区域の土地譲渡契約を市および滋賀県と締結し、その区域内で新たに事業を営む者（以下「事業者」という。）とする。ただし、診療所等開業補助金の交付対象者は、事業区域に診療所等を開設する者としてすることができる。

(交付申請)

第5条 奨励金等の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該年度ごとに市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。ただし、立地促進奨励金、新幹線等通勤費奨励金および雇用転入促進奨励金は、事業者が当該年度の固定資産税等を完納した日以降でなければ前項の申請を行うことはできない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、奨励金等の交付を決定する場合において、奨励金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(届出)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 第5条に規定する申請の内容に変更があったとき。
- (2) 事業区域において施設等を設置し、事業を開始したとき。
- (3) 事業の全部もしくは一部を廃止し、または休止したとき。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要があると認めるときは、条件を付し、または前条第2項に規定する条件を変更することができる。

(実績報告)

第8条 事業者は、第3条第1項第6号から第8号までに規定する助成金等に係る事業が完了したときは、速やかに市長に当該事業の実績を報告しなければならない。

(助成金等の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付の決定の内容およ

びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金等の額を確定するものとする。

(奨励金等の交付)

第10条 市長は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する奨励金等は第6条第1項に規定する交付の決定を行った後に交付し、第3条第1項第6号から第8号までに規定する助成金等は前条に規定する額を確定した後に交付するものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第6号から第8号までに規定する助成金等について、市長が事業の目的または内容の性格上、当該事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、助成金等の全部または一部を概算払または前金払の方法により事業の完了前に交付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による奨励金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項または前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の全部もしくは一部を廃止し、または休止したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正行為が判明したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励措置を講ずることが不相当と認めるとき。

(奨励金等の返還)

第12条 市長は、前条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、当該奨励金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、事業者に対し、奨励措置を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、報告を求め、または実地に調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 種類 | 内容 | 奨励金等の額等 | 交付対象期間 |
|--------------------|---|---|---|
| 立地促進 奨励金 | 事業区域において、民間事業者の立地を促進するもの | 固定資産税等（施設等に係る土地、建物および償却資産に対して賦課される固定資産税ならびに都市計画税をいう。以下同じ。）の額に相当する額 | 事業区域において、事業者が設置した施設等を事業の用に供した日（以下「事業開始日」という。）以降、初めて固定資産税等が課税されることとなった年度以降3年度間に限る。ただし、診療所等を設置した場合は5年度間とする。 |
| 新幹線等 通勤費奨 励金 | 事業区域の施設等に通勤で米原駅を利用する常用雇用者のうち、東海道新幹線、北陸新幹線および西日本旅客鉄道の特別急行（以下「新幹線等」という。）の定期券を利用する者（以下「定期利用者」という。）への通勤費を奨励するもの | 次の各号に掲げる区分に応じて算出された額に、各号に相当する人数を乗じて得たそれぞれの額を合算した額とする。 （1） 東海道新幹線の定期利用者1人当たり1月2万円に利用月数を乗じた額 （2） 北陸新幹線の定期利用者1人当たり1月1万円に利用月数を乗じた額 （3） 西日本旅客鉄道の特別急行の定期利用者1人当たり1か月1万円に利用月数を乗じた額 | 事業開始日が属する月から起算して3年間に限る。 |

| | | | |
|-------------------|---|--|----------------------------------|
| 雇用転入 促進奨励 金 | <p>事業開始日以降において、次の各号のいずれかに該当するもので、1年以上継続して、市内に住所を有し、かつ、事業区域の施設等に雇用されている者を奨励するもの</p> <p>(1) 新たに雇用する常用雇用者</p> <p>(2) 事業者が事業開始日以前から雇用されている常用雇用者で他の事業所から転勤し、市外から本市に転入してきた者</p> | <p>左欄に該当する者1人当たり20万円（障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する障害者をいう。）にあっては40万円）を乗じて得た額。ただし、奨励金の交付は交付対象期間中1人1回限りとし、その期間中の200人を限度とする。</p> | <p>事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度間に限る。</p> |
| 若者加算 金 | <p>雇用転入促進奨励金の交付の対象となる者で、第5条に規定する交付申請時においてその者が満39歳までの者であるときは奨励金に加算するもの</p> | <p>左欄に該当する者1人当たり20万円。ただし、加算金の交付は交付対象期間中1人1回限りとする。</p> | <p>事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度間に限る。</p> |
| 転入児童 生徒加算 金 | <p>事業者が事業開始日以前から雇用されている常用雇用者で、他の事業所から転勤し、市外から本市に転入し、事業開始日以降において、1年以上継続して、市内に住所を有し、かつ、事業区域の施設等に雇用されている者に世帯を同じくする満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が第5条に規定する交付申請時において</p> | <p>転入児童生徒1人当たり10万円。ただし、加算金の交付は交付対象期間中1人1回限りとする。</p> | <p>事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度間に限る。</p> |

| | | | |
|--------------------|--|--|---------------------|
| | きは奨励金に加算するもの | | |
| 診療所等 開業補助 金 | 市長が認める事業者がまちづくり事業区域に診療所等を開業するとき。 | 診療所等開設の整備に要した土地建物取得費および医療機器等取得費から30,000千円を控除した額とし、70,000千円を限度とする。 | 診療所等を開設する 年度 |
| 造成工事 費助成金 | 施設等を建築する目的で行った都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する造成工事（以下「造成工事」という。）に要する経費の助成 | 造成工事に要した費用の2分の1以内とし、20,000千円を限度とする。ただし、造成工事に要した費用が、市長が別に定める基準により認定する額（以下「標準工事額」という。）を上回る場合は、標準工事額の2分の1以内とする。 | 造成工事を実施する 年度 |
| 公共施設 整備費助 成金 | 都市計画法第39条に規定する市に帰属する公共施設（道路、公園、緑地に限る。）の整備工事（以下「公共施設整備工事」という。）に要する経費 | 公共施設整備工事に要した費用の2分の1以内とし、50,000千円を限度とする。ただし、整備工事に要した費用が、標準工事額を上回る場合は、標準工事額の2分の1以内とする。 | 公共施設整備工事を 実施する年度 |